

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行						改正					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号	3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号	5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号

6	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
7	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
9	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
10	グローバルイノベーション研究機構	教授（国際的に優れた研究業績を有する研究者で、本学が特に必要と認める者に限る。）	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号

附 則（教規程第41号）

この規程は、平成26年7月7日から施行し、平成26年7月1日から適用する。